

前橋市個人情報保護審査会運営要領新旧対照表

改正案	現行
<p>(審査の原則)</p> <p>第2条 審査会は、前橋市個人情報保護条例(平成9年前橋市条例第46号。以下「条例」という。)第23条の規定により<u>審査庁</u>から諮問(議会にあっては意見の聴取。以下同じ。)を受けたときは、速やかに答申(議会にあっては意見を提出)するよう努めるものとする。</p> <p>(審査の手続)</p> <p>第3条 審査会は、条例<u>第20条第1項若しくは第2項</u>又は第21条第1項の規定により実施機関が決定した自己情報の提出を求めるものとする。</p> <p>2 審査会は、<u>諮問</u>があったときは、<u>審査請求人</u>に対し、<u>条例第23条第2項に規定する弁明書の写し</u>を送付し、相当の期間を定めて、<u>弁明書に対する反論</u>を記載した書面(以下「<u>反論書</u>」という。)の提出を求めるものとする。</p> <p>3 審査会は、<u>反論書</u>の提出があったときは、実施機関に対し、その写しを送付するものとする。</p> <p>(第三者からの意見の聴取)</p> <p>第4条 審査会は、条例第20条第1項<u>若しくは第2項又は第21条第1項の規定による決定のあった自己情報に</u>、個人、法人等又は国等(以下この条において「第三者」という。)に関する<u>情報が記載されているときは</u>、必要に応じ、口頭又は書面により当該第三者から意見を聴取するものとする。</p> <p>(意見等の聴取)</p> <p>第5条 審査会は、<u>審査請求人</u>、実施機関の職員その他の関係者(以下「<u>審査請求人等</u>」という。)から、審査会に出席して意見又は説明を述べることの申出があったときは、その機会を与えることができる。</p> <p>(補佐人)</p> <p>第6条 審査会は、<u>審査請求人等</u>が条例第24条第7項の規定による意見又は説明を述べるに当たって、補佐人の<u>付き添い</u>を申し出たときは、これを認めることができる。</p>	<p>(審査の原則)</p> <p>第2条 審査会は、前橋市個人情報保護条例(平成9年前橋市条例第46号。以下「条例」という。)第23条の規定により<u>実施機関</u>から諮問(議会にあっては意見の聴取。以下同じ。)を受けたときは、速やかに答申(議会にあっては意見を提出)するよう努めるものとする。</p> <p>(審査の手続)</p> <p>第3条 審査会は、条例<u>第20条第1項</u>又は第21条第1項の規定により実施機関が決定した自己情報の提出を求めるものとする。</p> <p>2 <u>審査会は、実施機関に対し、相当の期間を定めて、条例第20条第1項の非開示の決定又は第21条第1項の訂正等をしない旨の決定の理由等を記載した書面(以下「理由説明書」という。)の提出を求めるものとする。</u></p> <p>3 審査会は、<u>理由説明書の提出</u>があったときは、<u>不服申立人</u>に対し、<u>その写し</u>を送付し、相当の期間を定めて、<u>理由説明書に対する意見</u>を記載した書面(以下「<u>意見書</u>」という。)の提出を求めるものとする。</p> <p>4 審査会は、<u>意見書</u>の提出があったときは、実施機関に対し、その写しを送付するものとする。</p> <p>(第三者からの意見の聴取)</p> <p>第4条 審査会は、条例第20条第1項の<u>非開示の決定又は第21条第1項の訂正等をしない旨の決定に当たって</u>、個人、法人等又は国等(以下この条において「第三者」という。)から<u>意見の聴取を行った事案については</u>、必要に応じ、口頭又は書面により当該第三者から意見を聴取するものとする。</p> <p>(意見等の聴取)</p> <p>第5条 審査会は、<u>不服申立人</u>、実施機関の職員その他の関係者(以下「<u>不服申立人等</u>」という。)から、審査会に出席して意見又は説明を述べることの申出があったときは、その機会を与えることができる。</p> <p>(補佐人)</p> <p>第6条 審査会は、<u>不服申立人等</u>が条例第24条第7項の規定による意見又は説明を述べるに当たって、補佐人の<u>付添い</u>を申し出たときは、これを認めることができる。</p>